

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

○森林病害虫等防除法による薬剤防除(地上散布)を行う区域及び期間…(環境局自然環境部緑環境課)…一

○優良映画等の推奨…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…一

○開発行為に関する工事完了…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出…(環境局総務部環境政策課)…二

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出…(産業労働局商工部地域産業振興課)…二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)…(同)…三

告示

●東京都告示第六百十号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

令和五年四月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 区域及び期間

(一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、次のとおりとする。

(二) 期間 令和五年五月八日から同年七月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、

知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

公告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和五年四月十八日

東京都知事 小池 百合子

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四八四	映画	ぼくたちの哲学教室	Soils i u F i l m s	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年四月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

東村山市秋津町一丁目二十九番八、同番二十及び同番四十六から同番四十九まで

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

府中市西府町二丁目十番一及び同番二の一部

府中市西府町二丁目十番地の二
杉田 廣己

東村山市秋津町五丁目十九番十二

埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二
株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久

東久留米市中央町四丁目千七百十八番二十九

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和五年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
白金一丁目東部北地区市街地再開発組合
理事長 押見 裕司

二 対象事業の名称
港区白金一丁目二十九番四号

三 工事着手の年月日
平成二十九年十一月二十二日

四 工事完了の年月日
令和四年十月三十一日

五 届出日
令和五年四月三日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。
令和五年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名
(仮称)晴海5-7街区選手村計画

二 店舗所在地
中央区晴海五丁目二番

三 設置者名
三井不動産株式会社

四 設置者住所
中央区日本橋室町二丁目一番一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称
未定

六 新設をする日
令和六年三月一日

七 店舗面積の合計
五千平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数
店舗内 四十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数
店舗内 百十七台

十 荷さばき施設の位置及び面積
店舗内 二百三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内 三十・五〇立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻
午前七時

十三 小売業を行う者の閉店時刻
翌午前一時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一箇所 店舗北側

<p>十六 荷さばき施設に 二十四時間 おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯</p>	<p>十七 届出日 令和五年三月三十一日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 令和五年四月十八日から同年八月 十八日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和五年四月十八日から四月以内に東京都産業労 働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>令和五年四月十八日</p>									
<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 ドン・キホーテ町屋店</p>	<p>二 店舗所在地 荒川区町屋六丁目三十二番二十一 号</p>	<p>三 設置者名 J A三井リース株式会社</p>	<p>四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p>	<p>五 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 ドン・キホーテ株式会社ほか一名</p>	<p>六 変更前の小売業者 の代表者名 大原 孝治(ドン・キホーテ株式 会社)ほか</p>	<p>七 変更後の小売業者 の代表者名 吉田 直樹(ドン・キホーテ株式 会社)ほか</p>	<p>八 変更日 令和元年九月二十五日ほか</p>	<p>九 届出日 令和五年三月三日</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十一 縦覧期間 令和五年四月十八日から同年八月 十八日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー</p>	<p>二 店舗所在地 港区虎ノ門一丁目十七番一号</p>	<p>三 設置者名 森ビル株式会社ほか一名</p>	<p>四 設置者住所 港区六本木六丁目十番一号ほか</p>	<p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社福島屋ほか十五名</p>
<p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社福島屋ほか十五名</p>	<p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社パプロフ</p>	<p>八 変更前の小売業者 の代表者名 今野 秀尊</p>	<p>九 変更後の小売業者 の代表者名 今野 いづみ</p>	<p>十 変更日 令和五年三月四日ほか</p>	<p>十一 届出日 令和五年三月二十二日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和五年四月十八日から同年八月 十八日まで。ただし、東京都の休 日に関する条例(平成元年東京都 条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ポンテポルタ千住</p>	<p>二 店舗所在地 足立区千住橋戸町一番十三ほか</p>	<p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p>	<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p>	<p>五 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社ストライプインターナシ ヨナルほか二十三名</p>	<p>六 変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社ストライプインターナシ ヨナルほか二十三名</p>	<p>七 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ストライプインターナシ ヨナルほか三名</p>	

八 変更前の小売業者の代表者名 立花 隆央(株式会社ストライプ インターナショナル) ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 川部 将士(株式会社ストライプ インターナショナル) ほか

十 変更日 令和五年二月一日ほか

十一 届出日 令和五年三月十六日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和五年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。 令和五年四月十八日	一 店舗名 東京都知事 小池 百合子 町田忠生ショッピングセンター305	二 店舗所在地 町田市木曽西二丁目十七番二十一号	三 設置者名 株式会社尚山堂	四 設置者住所 町田市木曽西二丁目十八番八号	五 変更前の閉店時刻 午後八時	六 変更後の閉店時刻 午後九時ほか	七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後八時三十分まで	八 変更後の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで	九 変更日 令和五年四月一日	十 届出日 令和五年三月二十九日	十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十二 縦覧期間 令和五年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
---------------------------------	--------------------------------------------	-----------------------------	-------------------	---------------------------	--------------------	----------------------	------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-------------------	---------------------	----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

発行 東京都 新宿区 西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

